

2022年9月

受益者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

「利金・分配金専用MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」の 信託終了（繰上償還）（予定）に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「利金・分配金専用MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」（以下、「ファンド」といいます。）につきましては、日本銀行の金融政策の影響を受け投資対象債券の利回りがマイナスであることやファンドの運用資産規模の制約からコマーシャル・ペーパーへの投資もできないことから、運用資産を当座預金等に預け入れており、ファンドの運用利回りもゼロ％が続いています。

また、委託会社、販売会社及び受託会社が収受する信託報酬はゼロであり、当座預金の管理手数料の負担もあります。

このような環境下において、販売会社からシステム改修等の理由により年内をめどにファンドの募集（買付）を停止するとの申し出があり、ファンドの運用資産が一段と減少することが見込まれます。

以上のことから、ファンドの存続は困難であり、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると考え、信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

信託終了（繰上償還）の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、書面決議により行いますので、下記の内容および書面決議参考書類をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ファンドの信託終了（繰上償還）にご賛成いただける場合、特に必要なお手続きはございません。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 対象ファンドの名称

利金・分配金専用MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

II. 信託終了（繰上償還）の手続き

1. スケジュール

①議決権口数の確定	2022年9月13日
②書面による議決権の行使期間	2022年9月13日から2022年10月7日まで
③書面による決議の日	2022年10月11日
④購入の申込期間終了（予定）※	2022年10月28日
⑤信託終了（繰上償還）予定日	2022年10月31日

※ 販売会社によっては、10月28日以前に、購入申込の受付を中止する場合があります。

詳しくは、販売会社にご確認ください。

2. 書面決議の方法について

2022年9月13日現在のファンドの受益者は、信託終了（繰上償還）について議決権を行使することができます。議決権を行使される受益者は、別紙「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社へご郵送ください。

議決権の行使の期限（2022年10月7日）までの弊社到着分を有効とします。

なお、受益者が「議決権行使書面」を委託会社へ提出されなかった場合は、書面決議について賛成（信託終了（繰上償還）に賛成）するものとみなされます。したがって、賛成の場合にはご郵送いただく必要はございません。

議決権行使期限 : 2022年10月7日

書面決議の日 : 2022年10月11日

議決権行使書面のご郵送先

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目2番1号
岡三アセットマネジメント株式会社 営業部

書面決議とは、投資信託約款の変更のうちその変更の内容が重大なもの、投資信託の併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除く。）、及び投資信託契約の解約を行おうとする際に、投資信託及び投資法人に関する法律の定めに基づき、受益者を対象に書面による決議を行い、その可否を決める手続きをいいます。

議決権の取扱いについての留意事項

- ・受益者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ・受益者が議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面を委託会社に提出した場合には書面決議について賛成するものとみなします。
- ・受益者が書面による決議の日の3日前（2022年10月8日）までに、委託会社に対し議決権を不統一行使する旨及びその理由を書面によりご通知された場合には、その有する議決権を統一しないで行使することができます。
- ・受益者が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該受益者または代理人は、議決権行使書面と合わせて代理人である旨を証明する書面を委託会社に提出していただきます。
- ・議決権行使書面に不備等がある場合には、そのご提出を無効とさせていただくことがあります。

3. 信託終了（繰上償還）の正式決定

[信託終了（繰上償還）となる場合]

書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により信託終了（繰上償還）が可決された場合は、予定通り2022年10月31日をもって信託終了（繰上償還）します。

[信託終了（繰上償還）とならない場合]

書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られなかった場合は、本手続きによる信託終了（繰上償還）は行いません。

Ⅲ. その他

議決権行使期間中および書面決議の日以降につきましても、信託終了（繰上償還）について反対されたか否かにかかわらず、販売会社において通常通りファンドの換金（解約）のお申込みを受付けます。

なお、書面決議において反対された受益者の方は、受託会社に対し買取請求することはできません。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 営業部 セールスサポートグループ
フリーダイヤル 0120-048-214（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際して委託会社および販売会社へご提出いただいた個人情報は、議決権行使受益権口数の管理を利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

ファンドにつきましては、日本銀行の金融政策の影響を受け投資対象債券の利回りがマイナスであることやファンドの運用資産規模の制約からコマーシャル・ペーパーへの投資もできないことから、運用資産を当座預金等に預け入れており、ファンドの運用利回りもゼロ%が続いています。

また、委託会社、販売会社及び受託会社が収受する信託報酬はゼロであり、当座預金の管理手数料の負担もあります。

このような環境下において、販売会社からシステム改修等の理由により年内をめどにファンドの募集（買付）を停止するとの申し出があり、ファンドの運用資産が一段と減少することが見込まれます。

以上のことから、ファンドの存続は困難であり、受益者の皆さまからお預かりした運用資産をお返すことが受益者の皆さまにとって有利であると考え、信託終了（繰上償還）の手続きを行うことといたしました。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2022年10月31日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

該当事項はありません。

4. 直前に作成された財産状況開示資料等

1 【財務諸表】

利金・分配金専用MR F（マネー・リザーブ・ファンド）

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 21 特定期間末 (2021 年 7 月 31 日現在)	第 22 特定期間末 (2022 年 1 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,253,000,000	2,222,000,000
金銭信託	367,432	270,703
流動資産合計	2,253,367,432	2,222,270,703
資産合計	2,253,367,432	2,222,270,703
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	*12,253,367,330	*12,222,270,597
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	102	106
元本等合計	2,253,367,432	2,222,270,703
純資産合計	*2,253,367,432	*2,222,270,703
負債純資産合計	2,253,367,432	2,222,270,703

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 21 特定期間		第 22 特定期間	
	自 2021 年 2 月 1 日	至 2021 年 7 月 31 日	自 2021 年 8 月 1 日	至 2022 年 1 月 31 日
営業収益				
受取利息		4		4
営業収益合計		4		4
営業費用				
営業費用合計		-		-
営業利益又は営業損失 (△)		4		4
経常利益又は経常損失 (△)		4		4
当期純利益又は当期純損失 (△)		4		4
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		98		102
分配金		*1-		*1-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		102		106

(貸借対照表に関する注記)

第 21 特定期間末 (2021 年 7 月 31 日現在)		第 22 特定期間末 (2022 年 1 月 31 日現在)	
*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	2,253,367,330 口	*1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	2,222,270,597 口
*2. 当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		*2. 当該特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たりの純資産額	1.0000 円	1 口当たりの純資産額	1.0000 円
(10,000 口当たりの純資産額)	10,000 円)	(10,000 口当たりの純資産額)	10,000 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 21 特定期間 自 2021 年 2 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日	第 22 特定期間 自 2021 年 8 月 1 日 至 2022 年 1 月 31 日
*1. 分配金の計算過程 特定期間における、純資産の元本超過額 102 円を分配対象額として 0 円を分配金額としております。	*1. 分配金の計算過程 特定期間における、純資産の元本超過額 106 円を分配対象額として 0 円を分配金額としております。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

以上